

労働時間等設定改善指針

基本的考え方

- ①労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応する。
- ②労働時間の短縮を図る。
- ③労使が話し合っ、自主的に取り組む。

事業主等が講ずべき措置

1. 一般的な措置

- ①労使間の話し合いの機会の整備、計画的な取組
- ②業務の繁閑等に対応した変形労働時間制、フレックスタイム制等の活用
- ③年次有給休暇の取得促進
- ④所定外労働の削減

2. 特に配慮を必要とする労働者への措置

- ①健康の保持 ⇒ 労働時間の短縮、深夜業の回数減少等
- ②育児・介護 ⇒ 育児休業、介護休業、勤務時間の短縮等
- ③妊娠中・出産後 ⇒ 産前産後休暇、保健指導・健康診査の時間確保等
- ④単身赴任 ⇒ 休日前後の始業・終業時刻の変更、家族の誕生日等の休暇
- ⑤自発的な職業能力開発 ⇒ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇等
- ⑥地域活動等 ⇒ 特別な休暇等

3. 事業主団体の援助

傘下の事業主に対する、専門家による指導・助言、情報提供、啓発等

4. 他の事業主への取引上の配慮

取引先の設定改善を阻害しないよう、納期の適正化、発注内容の頻繁な変更抑制等

平成18年4月1日より適用